

令和元年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票＜意見＞

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和2年度時点における対応状況
					内容	内容
13	総務部 財産有効活用課	全般的事項・共通事項	国や市町村との合築の推進について	同じ地域に複数の県有施設を有し、それぞれの施設で長期保全計画を策定している事例が見受けられる。複数の施設で長期保全計画を遂行するには費用がかかることから、国や市町村との合築の他、複数施設をまとめて移転することも検討されたい。	国・県・市町村が団体の枠を超えて公共施設の最適利用を効果的に進めていくため、令和元年度に各団体が保有する国公有財産情報の共有化を図っており、例年エリアマネジメントの検討を実施している。	国・県・市町村が団体の枠を超えて公共施設の最適利用を効果的に進めていくため、令和元年度に各団体が保有する国公有財産情報の共有化を図った。令和2年度以降は、共有情報の更なる充実化を図ることにより、エリアマネジメントの実現につなげていく。
14	総務部 財産有効活用課	全般的事項・共通事項	庁舎の建て替えを検討した上で所属の統廃合を検討すべき	老朽化した既存の施設の中で、所属の移動や統廃合を検討しても限界がある。長期保全計画により、修繕費をかけながら使用していく場合と、建て替えた場合でのコストを比較検討すべきである。また、長期保全計画により修繕費をかけながら使用した場合でも、その後の建て替えの時期の平準化を図る必要がある。	平成25年3月に策定した「群馬県県有施設長寿命化指針」においては、既存施設の目標使用年数を65年とし、ストックの有効活用を基本に、日常点検や定期点検の充実、計画的な予防保全により、施設の長寿命化を図ることとしているが、所属統廃合の検討と庁舎の建て替えを含む整備計画は、互いに関連するため、関係部署からの相談には適切に対応する。建て替えについては、施設機能の状況、財政状況、業務との関連など総合的に考慮しながら適切な時期に検討してきた。その結果として、平成29年度に伊勢崎合同庁舎、令和元年度に中部家畜保健衛生所、令和4年度に吾妻肉牛繁殖センターを移転し、令和7年度には西部児童相談所が富岡合同庁舎に移転する予定である。	平成25年3月に策定した「群馬県県有施設長寿命化指針」においては、既存施設の目標使用年数を65年とし、ストックの有効活用を基本に、日常点検や定期点検の充実、計画的な予防保全により、施設の長寿命化を図ることとしているが、所属統廃合の検討と庁舎の建て替えを含む整備計画は、互いに関連するため、関係部署からの相談には適切に対応する。建て替えについては、施設機能の状況、財政状況、業務との関連など総合的に考慮しながら適切な時期に検討すべきものと考えている。なお、令和3年度に、本県の公共施設等に係る中長期的な経費の見込み(維持管理・修繕、改修、更新等に係る費用、単純更新した場合と長寿命化対策を実施した場合の比較等)を算出し、「群馬県公共施設等総合管理計画」に記載する予定である。
15	総務部 財産有効活用課	全般的事項・共通事項	長期保全計画の実行について	平成29年度開始時点において、予定していた長期保全計画のうち未実施の修繕等が127億円発生している。計画を策定した以上は予算を割り当てて実行すべきである。	建物の廃止や、5年ごとの劣化診断による長期保全計画の見直しを定期に実施し、毎年度必要な予算要求を行っている。令和7年度当初予算については34億円が予定されており、令和6年度予算の15億円から大幅に増加していることから、計画の遅れについては今後改善していく事が見込まれる。	長期保全計画は、5年ごとの劣化診断や、施設管理者からの不具合報告を勘案して、毎年優先順位を見直している。長寿命化工事の重要性を改めて庁内の共通認識として、必要な予算を確保する。
16	総務部総務課	全般的事項・共通事項	スペースの効率的な利用について	庁舎全体として、書類の保管場所や打ち合わせスペースが点在しており、スペースの利用が効率的になされていない。より良い活用方法を検討することが望ましい。	個別で意見をいただいた渋川合同庁舎(意見28)の対応のほか、藤岡合同庁舎において書庫を整理し打ち合わせスペースとして活用するなど、効率的なスペース利用に努めている。	各合同庁舎において、より効率的なスペースの利用が可能な場合には、庁舎内の整理を実施する。
17	総務部 財産有効活用課	全般的事項・共通事項	会議室等の有効活用について	低利用の会議室等について、県が使用していない時間に限り、全庁的に有料の貸し出しを検討することが望ましい。	前回調査時から記載内容に変更なし。	一部の公共用財産では、会議室等の有料貸出を行っているところであり、庁舎等の公用財産については、公用の業務等に供することを優先しているところであるが、今後、施設のあり方を含め、有効活用について検討する。
17	総務部 財産有効活用課	全般的事項・共通事項	敷地の必要性の検討について	伊勢崎土木事務所では、職員用駐車場として賃借していた土地を返還することとなり、敷地内を整備して駐車できるようにしたところ、年間賃借料の5.5年分の工事費で済んだ。このことから、他の庁舎でも敷地を整備し有効活用を検討し、できる限り賃借地を削減することが望ましい。	伊勢崎土木事務所では、職員用駐車場として賃借していた土地を返還することとなり、敷地内を整備して駐車できるようにしたところ、年間賃借料の5.5年分の工事費で済んだ。このことから、他の庁舎でも敷地を整備し有効活用を検討し、できる限り賃借地を削減することが望ましい。	随時実施している「県有財産活用状況調査」や「未利用地・低利用地調査」等において、先駆的・効果的な事例として情報共有しながら、県有施設の全体的な最適利用に向けた検討や助言等を積極的に行っていく。
21	総務部 財産有効活用課	ファシリタママネジメント所管所属	群馬県公共施設マネジメントシステムの導入について	群馬県公共施設マネジメントシステムを導入したが、システム導入当初に期待した効果が得られていない。今後システム導入の際には、ニーズに合った仕様の検討を十分にすべきである。	デジタルトランスフォーメーション課が業者に委託しているシステム最適化支援業務を活用して、新しいシステムの導入について検討した。新システムの導入に多額の費用を要すること、現行システムのアップデートでは機能向上が見込めないことから、令和6年度末をもってシステムの更新は見合わせることにした。	当該システムの運用保守業務委託契約を令和2年度に更新するタイミングに合わせて、一部システムの見直しを行い、活用のニーズに合った仕様の検討及び再構築を行っているところである。
22	総務部 財産有効活用課	ファシリタママネジメント所管所属	システム間のデータ連携について	財務データについて、「群馬県公共施設マネジメントシステム」と「群馬県の財務会計システム」間のデータ連動が図られていないため、「群馬県公共施設マネジメントシステム」の財務数値の正確性が担保されていない。データの正確性及び集計時間削減のため、システム間のデータ連携を図ることが望ましい。	デジタルトランスフォーメーション課が業者に委託しているシステム最適化支援業務を活用して、新しいシステムの導入について検討した。新システムの導入に多額の費用を要すること、現行システムのアップデートでは機能向上が見込めないことから、令和6年度末をもってシステムの更新は見合わせることにした。	マネジメントシステム運用保守業務委託の契約期間は令和2年度から令和6年度までとなっていることから、財務会計システムとのデータ連動など抜本的な見直しについては、当該契約期間が満了するタイミングで検討する。
28	総務部 財産有効活用課	ファシリタママネジメント所管所属	資産アセスメントの評価指標について	資産アセスメントの利用効率の指標として、主要棟延床面積/職員数という単一指標のみ利用している。利用効率を多面的に把握するとともに、利用実態をより正確に把握するため、利用効率の指標として、公用や公共用など、施設の用途に応じて、利用者数など複数の指標を採用することが望ましい。	現在進めている資産アセスメントの評価指標の見直しにより、職員一人当たり面積のほか面積当たりの維持管理費用、収入のある施設については、収入額などの指標を用いて行う予定である。	令和3年度に新たな資産アセスメント手法の研究・開発を予定しており、その過程で具体的な評価指標の検討も行っていく。
28	総務部 財産有効活用課	ファシリタママネジメント所管所属	資産アセスメントの見直しについて	平成29年度以降、資産アセスメントの見直しが行われていない。資産アセスメントの定期的な見直しを行うことが望ましい。	限られたリソースの中で見直しを実施できるよう、資産アセスメント手法を再検討する。	令和3年度に資産アセスメントの見直しを行う予定である。より精度が高く実効的な資産アセスメント手法の研究及び開発を進めていく。

令和元年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票〈意見〉

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和2年度時点における対応状況
					内容	内容
29	総務部 財産有効活用課	ファシリティマネジメント所管所属	民間ノウハウの活用について	ファシリティマネジメントは専門性の高い業務であるため、特に資産アセスメントについては、民間事業者等と連携するなど、民間ノウハウの活用を検討すべきである。	前回調査時から記載内容に変更なし	新たな資産アセスメント手法の研究及び開発の中で、民間ノウハウの活用についても検討していく。
32	総務部 財産有効活用課	ファシリティマネジメント所管所属	工事履歴等の情報共有について	管財課及び各施設がそれぞれ工事や点検を実施し、工事履歴等を管財課に報告する体制になっているが、現実には管財課で工事履歴等を全て把握できていない。「群馬県公共施設マネジメントシステム」を活用すること等により、工事履歴等の情報をシステムに入力することを必須とし、工事履歴の共有を図ることが望ましい。	工事履歴については、施設ごとの長期保全計画と共にデータを保管する方法を採用した。劣化診断時や長期保全計画の見直しの際に、データを有効活用している。	庁舎等の工事履歴等については、長寿命化工事等の実施に欠かせないものであることから、関係部局と協議の上、効率的かつ有効なデータ管理方法を検討する。
32	総務部 財産有効活用課	ファシリティマネジメント所管所属	建築基準法第12条点検及び日常点検について	毎年、各施設において、建築基準法第12条点検及び日常点検を実施し、管財課に報告しているが、管財課ではその結果を一元管理していない。「群馬県公共施設マネジメントシステム」を活用すること等により一元管理し、点検結果を有効活用することが望ましい。	建築基準法第12条点検及び日常点検結果については、財産有効活用課で一元管理しており、劣化診断や長期保全計画の見直しの際に有効な資料として活用している。また、緊急性の高いものは早期に修繕を行い、建物の安全性を確保している。	建築基準法第12条点検及び日常点検結果については、長期保全計画を作成するために行う劣化診断とともに有効な資料として活用している。今後さらに有効な活用方法について検討する。
33	総務部 財産有効活用課	ファシリティマネジメント所管所属	施設総量の適正化について	財源に限られるなか、長期保全計画に基づく工事計画が後ろ倒しになっている。限られた財源により、施設を維持管理するため、保有施設数の削減を検討すべきである。	「県有施設最適化事業」により、県有施設の機能集約を進めているところである。令和7年度には、西部児童相談所の機能を富岡合同庁舎に移転する。今後も引き続き、新たな集約可能施設の掘り起こしやマッチングを進めていく。	「県有施設最適化事業」により、県有施設の機能集約を進めているところである。現在、肉牛繁殖センターの畜産試験場への移転集約の検討を行っている。加えて、令和3年度以降に実施する資産アセスメント結果等を参考に、新たな集約可能施設の掘り起こしやマッチングを進めていく。
34	総務部総務課	ファシリティマネジメント所管所属	施設管理費の効率化について	空調設備の保守点検や清掃業務等の発注は、各施設単位で行われており、また契約期間は原則1年となっている。施設管理費の更なる削減を図るため、複数部局まとめたの入札及び複数年契約への移行を検討すべきである。	複数部局まとめたの入札や複数年契約への移行を検討した上、空調設備の保守点検や清掃業務の契約においては、各事務所において必要に応じて長期継続契約を実施するなど契約の工夫を行っている。	複数部局まとめたの入札や複数年契約への移行のほか、包括管理など多様な官民連携の手法も含めて検討する。
38	総務部 財産有効活用課	ファシリティマネジメント所管所属	有効活用の指標について	各施設の利用効率を表す稼働率や年間利用者数の算定が行われていない。各施設の廃止あるいは機能集約等の判断材料とするために、毎年行っている「県有財産利活用状況等調査」の中で、各施設の性質や用途に応じ、稼働率及び年間利用者数を調査し、それを指標として活用することが望ましい。	前回調査時から記載内容に変更なし	文化・集客施設等については、既に貸室等の稼働率や年間利用者数を調査の指標として設定している。それ以外の施設については、種別や状況によって、稼働率や利用者数等の調査・集計が可能なものと困難なものがある。各施設の庁舎管理担当者とも意見交換しながら、対応を検討していく。
38	総務部 財産有効活用課	ファシリティマネジメント所管所属	「県有財産利活用状況等に関する調査」の精度向上について	現場往査の結果、県有財産利活用状況等調査の回答と異なる状況の施設が見受けられた。定期的に現地調査を行うなど、調査の精度向上を検討すべきである。	毎年度、利活用状況等調査の結果を基に、抽出で現地調査を行い、必要に応じて調査データを修正することにより、精度向上を図っていく。	毎年度、利活用状況等調査の結果を基に、抽出で現地調査を行い、必要に応じて調査データを修正することにより、精度向上を図っていく。
42	総務部 財産有効活用課	ファシリティマネジメント所管所属	固定資産の実査について	固定資産台帳の正確性を担保するため、年に1回固定資産の実査を行うことが望ましい。	固定資産台帳更新作業依頼時に各分掌者において確認するよう、令和6年度から記載を行う予定。	固定資産台帳更新作業依頼時に各分掌者において確認するよう、固定資産台帳整備ガイドに記載する。
42	総務部 財産有効活用課	ファシリティマネジメント所管所属	不動産登記の確認・把握について	地目や地積が変更されていない土地については、変更の登記申請を行うことが望ましい。	地積測量、境界確定を行う際に土地毎に必要な性の検討を行うこととした。	未利用地等については、普通財産として財産有効活用課に分掌替えを行う際に、適宜現況に合わせた地目等の変更登記を行うよう、各所管課へ依頼する。
45	総務部 財産有効活用課	ファシリティマネジメント所管所属	未利用地の処分に係る事務等の民間委託について	未利用地の処分については、現状一般競争入札での売却が原則となっているが、入札が不調となった場合には、売却業務の一部を民間に委託して民間ノウハウを活用することも検討すべきである。	宅建業協会との県有財産売却の媒介に関する協定、入札/パンフレットの設置等の情報提供に加え、官公庁オークションを利用して入札の実施を行っている。	民間ノウハウを活用する観点から、既に宅建業者と県有財産売却の媒介に関する協定を締結している。引き続き、当該制度の効果的な活用の検討のほか、他の先進事例等の研究も併せて進めていく。
46	総務部 財産有効活用課	ファシリティマネジメント所管所属	庁舎等の図面の保管方法について	群馬県公共施設マネジメントシステムに庁舎等の図面のデータ保管し、データを主に利用する管財課に情報を一元化することが望ましい。	県土整備部建築課と連携し、財産有効活用課のサーバーに庁舎等の図面データを保管し、長寿命化工事に活用している。	庁舎等の図面データについては、長寿命化工事等の実施に欠かせないものであることから、関係部局と協議の上、効率的かつ有効なデータ管理方法を検討する。

令和元年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票＜意見＞

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和2年度時点における対応状況
					内容	内容
47	総務部 財産有効活用課	ファシリティマネジメント所管所属	県有財産についての情報開示について	施設総量の適正化には、県民と情報共有をしたうえで、県民の理解を深めていくことが欠かせない。したがって、県民との情報共有を図るため、「群馬県庁舎等施設管理計画」の管理目標進捗状況を県ホームページで公表することが望ましい。	群馬県公共施設等総合管理計画本文中にこれまでの県有施設最適化事業の事例を掲載し、県ホームページで公表している。また、令和3年度より、公表すべき事項について精査しており、今後、管理目標の毎年度の進捗状況等を県ホームページに掲載していく予定である。	「群馬県庁舎等施設管理計画」については、令和元年度に県ホームページに掲載した。令和3年度からは、管理目標の毎年度の進捗状況を県ホームページに掲載していく予定である。
52	総務部総務課	個々の施設等	執務スペースを含む庁舎の整理について	庁舎内部の整理状況が雑然としているため、行政県税事務所を主導として庁舎棟、南棟及び周りの倉庫を含め整理を強化すべきである。	合同庁舎各所属から聴き取った使用スペースの状況を基に、庁舎内整理案を作成し、令和3年1月に行政県税事務所が主導して庁舎の整理を実施した。	合同庁舎各所属から聴き取った使用スペースの状況を基に、庁舎内整理案を作成し、令和2年度中に行政県税事務所が主導して庁舎の整理を実施する。
60	総務部 財産有効活用課	個々の施設等	西部森林環境事務所の環境部門の移転について	西部森林環境事務所環境部門の富岡合同庁舎への移転を検討すべきである。	前回調査時から記載内容に変更なし	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、慎重に検討を行っていく。
61	総務部 財産有効活用課 教育委員会総務課	個々の施設等	西部教育事務所の移転について	西部教育事務所の富岡合同庁舎への移転を検討すべきである。	前回調査時から記載内容に変更なし	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、慎重に検討を行っていく。
62	総務部 財産有効活用課	個々の施設等	職員駐車場としての土地賃借について	高崎合同庁舎内の部署の他建物への移転を積極的に検討し、職員駐車場としての土地の借受をなくすことを目指すべきである。	前回調査時から記載内容に変更なし	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。
74	総務部 財産有効活用課	個々の施設等	転用活用可能室(旧食堂)について	3階の旧食堂は2年程度しか使用されておらず、まだ老朽化していないため、積極的に他の部署の移転先候補として検討すべきである。	令和7年度に西部児童相談所が富岡合同庁舎内に移転することから、3階の旧食堂部分は西部児童相談所の心理療法室及び書庫等として活用予定。	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。
75	総務部 財産有効活用課	個々の施設等	既存部署の空きスペースについて	旧食堂以外にも低利活用のスペースが散見されるため、情報を共有化し、移転先候補として有効活用することが望ましい。	令和7年度に西部児童相談所が富岡合同庁舎内に移転予定。	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。
79	総務部 財産有効活用課	個々の施設等	合同庁舎の移転を含めた再編等の検討について	中之条合同庁舎は築45年を経過しており経年劣化が激しいこと、及び全ての敷地が借地であることを考慮すると合同庁舎そのものを移転することも視野に検討を行うべきである。	前回調査時から記載内容に変更なし	長寿化対策により、既存の施設は築65年まで使用することを原則としている。耐用年数経過後に施設の更新を行う際、現在の敷地での建替と代替地への移転について、比較検討していく。
90	総務部 財産有効活用課	個々の施設等	庁舎内事務所の再編あるいは移転の検討について	合同庁舎としての利便性を考慮して、現状より広い場所に庁舎そのものを移転させて複数の事務所を集約させるか、あるいは入所している事務所の再編成を検討すべきである。	前回調査時から記載内容に変更なし	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。
98	総務部 財産有効活用課	個々の施設等	ふれあいテラスの有効利用について	利用頻度の低いふれあいテラスの有効活用を検討すべきである。	11階ふれあいテラスに立ち会議可能なデスクを設置して打合せ等に使用中。他のフロアにおける活用についてはフリーアドレス化の整備等に合わせて検討。	試行的に11階ふれあいテラスに立ち会議可能なデスクを設置し、今後の使用方法を検討する。
99	総務部 財産有効活用課	個々の施設等	ふれあい談話室の有効利用について	利用頻度の低いふれあい談話室の有効活用を検討すべきである。	中低層階の執務室フロアはセキュリティ上の課題もあることから、先行的に高層階のフロアについて民間貸出を検討中。また、令和6年度からは執務室スペースのセキュリティ向上の取組としてふれあい談話室を来客対応スペースとして活用。	試行的に11階県民サロンのテーブルをパーテーションで打ち合わせスペースとして利用しやすくなるようにし、今後の使用方法を検討する。
103	生活こども部 児童福祉課	個々の施設等	西部児童相談所の今後の設置場所について	富岡合同庁舎への移転等を視野に入れたうえで、長期保全計画を策定、実行する必要がある。	令和8年1月に、西部児童相談所を富岡合同庁舎へ移転することで調整中。令和6年度に庁舎改修のための設計を実施した。	高崎市の児童相談所の設置の動向を見極めたい。なお、旧リハビリ棟については、長期保全計画の対象から除かれている。
103	総務部 財産有効活用課 生活こども部 児童福祉課	個々の施設等	周辺駐車場を含めた利活用について	西部児童相談所の隣の県有地について、西部児童相談所と一体として利活用を検討する必要がある。	令和7年度に西部児童相談所が富岡合同庁舎内に移転することから、隣接する県有地も含めて高崎市との協議の上、跡地の利活用を検討している。	高崎市の児童相談所設置に関する検討状況や当該県有地の引き合いの動向等を注視しながら、一体的な利活用や処分について検討を進めていく。

令和元年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票＜意見＞

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和2年度時点における対応状況
					内容	内容
104	生活こども部 児童福祉課	個々の施設等	PCBの保管場所について	西部児童相談所がある高崎市高松町は、高崎市役所に近く、交通の便のよい地域であり、当施設をPCB保管場所として使用することが適当か、再度検討する必要がある。	PCB廃棄物は引き続きPCB廃棄物の運搬容器のガイドラインに基づき強固な密閉容器で保管しており、漏出等の危険はない。また、保管しているPCBは今年度に廃棄が完了する予定である。	保管している建物(リハビリ棟)が活用されることとなった場合には、別途保管場所を確保し移動させる。なお、PCB廃棄物の運搬容器のガイドラインに基づき、強固な密閉容器で保管しており、漏出等の危険はない。
114	健康福祉部 健康福祉課	個々の施設等	児童相談所移転後のスペースについて	令和2年度から東部児童相談所が他の場所へ移転することから、別棟にある動物愛護センター東部出張所が転入する予定である。しかし、児童相談所に比べて動物愛護センターの職員は大幅に人数が少ないため、スペースが余剰することが予想されることから、スペースの有効活用について再検討することが望ましい。	現在では、新型コロナウイルスに特化した体制整備が不要となり、以下のとおり活用を行っている。 ①1階旧児童相談所執務室 難病更新受付や医療従事者の新規申請受付など、多数の県民が訪れる際の会場として活用 ②1階旧児童相談所相談室 面談室として活用 ③旧東部児相プレイルーム マザー&チャイルド(療育事業)の実施会場として活用	余剰スペースについては、新型コロナウイルス感染症への対応などのため、以下のとおり活用を予定している。 ①1F児童相談所執務室 「2チーム勤務制」実施時の執務室として活用 ②1F児童相談所相談室 面談室及び職員休憩室として活用 ③旧食品検査室(東部児相プレイルーム) 県備蓄用マスク等を収納する感染症対策物品庫として活用
125	総務部 財産有効活用課 農政部 農政課	個々の施設等	高崎合同庁舎への移転について	西部家畜保健衛生所については、高崎合同庁舎内の西部農業事務所への集約を検討すべきである。	前回調査時から記載内容に変更なし。 今後、高崎合同庁舎内に入居している所属が他に移転して庁舎内に空き事務室のスペースが発生しても、家保課の移転には解剖室や専用検査室の設置や独立の空調設備の設置など大規模な庁舎改修が必要なこと、さらに新たに庁舎敷地内に消毒施設や焼却炉の設置等により合同庁舎内の駐車場が狭くなること等を考慮すると、現在の高崎合同庁舎内への移転は現実的ではないと考えられる。	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。(総務部財産有効活用課)  移転に必要な以下の問題が解消可能か検討する。 ①家畜保健衛生所法により定められている解剖室、焼却炉及び専用の検査室を設置 ②検査室に独立した空調設備を設置 ③敷地出入口に畜産関係車両の車両消毒槽を設けるとともに、付近に消毒スペースを確保 ④備蓄資材の保管場所を確保 ⑤シャワー室を設置 ⑥洗濯・乾燥設備を設置 (農政部農政課)
129	総務部 財産有効活用課 農政部 農政課	個々の施設等	耐震診断について	当施設の本館は、昭和57年に建築されているが、耐震診断を行っていない。このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判断された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。	施設整備の今後の方針を決定する上で、建築物の耐震性能は重要と考える。耐震診断未実施の県有施設については、施設用途や規模、利用状況等を勘案した優先順位に従って計画的に耐震診断を実施している。今後も庁内で協議の上、必要な予算を確保し、耐震診断を迅速に推進する。なお、当施設は令和3年度に新耐震基準で建築されたことが確認できたため、耐震性があると判断した。(総務部財産有効活用課)  今後の施設の方向性を関係機関と検討しているため、記載内容に変更なし。(農政部農政課)	施設整備の今後の方針を決定する上で、建築物の耐震性能は重要と考える。耐震診断未実施の県有施設については、施設用途や規模、利用状況等を勘案した優先順位に従って計画的に耐震診断を実施している。今後も庁内で協議の上、必要な予算を確保し、耐震診断を迅速に推進する。(総務部財産有効活用課)  耐震診断実施に向けて実施時期を調整している。 また、耐震工事及び施設を継続的に利用するための補修及び改修に係る費用を把握し、今後の施設の方向性を検討するための情報を整備する。(農政部農政課)
131	農政部 農政課	個々の施設等	沼田市から建物を賃借していることについて	沼田市から建物を賃借しているため、事務所の維持は沼田市の方針に依拠していることになる。事務所が存続できなくなった場合の対策を事前に検討しておく必要がある。	沼田市から建物を無償で借り、尾瀬係を設置しているが、当該建物は築52年と老朽化している。当該建物での使用継続が難しくなった場合は、利根沼田農業事務所へ係を移すなど対策案を内部で検討している。	沼田市から無償で借りている建物に尾瀬係は設置されている。当該施設は、築47年と老朽化している。また、沼田市では老朽施設の統廃合を行っており、事務所が継続できなくなった場合は、対策を沼田市及び品村と検討する。

令和元年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票＜意見＞

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和2年度時点における対応状況
					内容	
134	総務部 財産有効活用課 農政部 農政課	個々の施設等	効率的な施設利用について	東部家畜保健衛生所の移転及び東部地域の公有財産の有効活用について検討すべきである。	前回調査時から記載内容に変更なし。(総務部財産有効活用課)  適切な移転先が確保できないため、継続して当該建物を使用することとした。当該建物の耐震診断を令和3年度に財産有効活用課が委託実施したところ、耐震性能は低いと診断されたため、令和5年度から令和6年度にかけて耐震補強設計委託を行った。令和7年度に耐震補強工事を行う予定である。(農政部農政課)	東部児童相談所の移転により生じた太田保健福祉事務所の空きスペースについては、動物愛護センター東部出張所及び太田保健福祉事務所の相談スペースとして、新たに活用されている。「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。(総務部財産有効活用課)  太田合同庁舎への移転は、検査室などのスペースを確保することができない。また、2階会議室への他の所属の移転は、当建物が耐震診断が行われていない上、駐車場も狭く、現在以上の職員数が勤務するのは不可能である。(農政部農政課)
139	県土整備部 監理課	個々の施設等	防水シートの修繕について	建物の長期保存及び重要文書の適切な保管のために、早急に防水シートの全面的な張替えを行うべきである。	令和3年12月に庁舎外部改修工事を実施し、屋上等の防水シートの張替を行った。	令和2年度に実施する庁舎棟外部改修工事に、屋上防水シートの張替を含めて対応する。
139	県土整備部 監理課	個々の施設等	不用品の処分及び保管書類の整理について	倉庫や書庫などとして有効に使用することができるよう、不用品は処分すべきである。不用品の処分により空いたスペースには、棚を設置するなどして、現在適切に保管されていない文書の保管場所として利用することを検討すべきである。	令和2年11月に不用品処分を実施した。また、不用品の処分により空いたスペースは文書の保管場所として利用することにした。	令和2年度末までに不用品処分及び文書整理を実施する。
142	総務部 財産有効活用課 県土整備部 監理課	個々の施設等	高崎市様名支所への移転の検討について	高崎土木事務所様名事業所の移転については、早急に、担当部署間における検討・話し合いを再開するとともに、高崎市の意向を聴取し、高崎市様名支所内への移転を再検討すべきである。	令和2年度に実施したヒアリングの結果、高崎市様名支所に移転するスペースがないことを確認した。	過去の検討経過、内容等を改めて整理及び確認し、財産有効活用課と監理課で共有の上、再検討を進めていく。
146	県土整備部 監理課	個々の施設等	外壁工事後の雨漏りの原因把握について	外壁防水工事及び屋上防水修繕工事後に起こった雨漏りについて、業者に原因を聴取するなどした上で、その結果をまとめ、長期保全計画の見直しや外壁防水工事の発注を行う際の検討に反映することが望ましい。	屋上防水シートの劣化が原因により雨漏りが起きていることを確認し、令和6年10月に防水改修工事を実施した。	施工業者あて確認したところ、過去(10年以上前)に施工した屋上防水シートの劣化が原因と推定されるため、当該箇所の張替工事について調整する。
152	県土整備部 監理課	個々の施設等	耐震診断について	当施設の事務所庁舎は、昭和54年に建築されており、耐震診断を行っていない。このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。	令和6年11月に事務所庁舎の耐震診断を実施し、耐震性に問題ないことを確認した。	財産有効活用課と調整し対応する。
154	県土整備部 監理課	個々の施設等	浸水時の機能発揮について	当施設の敷地は、桐生市のハザードマップにおいて、「最大の大雨(発生頻度は極めて低い、理論上起こり得る降雨(年超過確率1/1,000))で浸水するおそれがある地域」に含まれており、また、近傍の道路よりも低い箇所にある。このため、非常に大型の台風等の際に建物・倉庫が浸水し、事務所機能や水防機能を発揮できない可能性がある。浸水時にも必要な機能が確保できるように、対策を講ずることが望ましい。	令和3年1月に近距離かつ浸水区域外にある、県有施設と水防資材の分散管理を実施することにした。なお、事務所機能の確保については、施設の移転又は大規模な改築が必要であり、直ちに対応するのは困難である。	行政県税事務所、保健福祉事務所等の桐生みどり振興局各所属と調整し対策を講じる。
158	県土整備部 監理課	個々の施設等	旧テレメーター監視室の利用について	固定資産台帳上でテレメーター監視室と登録されている建物は現状、監視室としては利用されておらず、書庫及び倉庫として使用されている。当該建物は庁舎棟と比較しても比較的新しいため、他の団体(事務所)を含め当該建物を有効活用すべく代替案を考案すべきである。	検討していたテレワーク用の執務室は、利便性等を考慮し、別室に設置した。道路等の工事や維持管理に係る文書は長期保存する必要があり、旧テレメーター監視室は、引き続き書庫及び倉庫として使用することにした。	令和4年度の県庁ネットワークの更新に併せ、令和5年度からテレワーク用の執務室として活用する。

令和元年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票〈意見〉

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和2年度時点における対応状況
					内容	
161	総務部 財産有効活用課 県土整備部 監理課	個々の施設等	土木関係事務所の機能 集約の検討について	ハッ場ダム水源地域対策事務所の事業は、令和2年度におおむね完了することが見込まれており、当施設は、今後、上信自動車道建設事務所が主体となると見込まれる。当施設の敷地は買貨物件であり、管理コストは他の施設より高くなっているが、現時点では将来の事務所のあり方について検討が行われていない。このため、上信自動車道建設事務所の主要な事務所機能を、当事務所、中之条土木事務所、中之条土木事務所三原事業所のいずれの場所に置くべきか費用対効果を中心に検討を行うことが望ましい。	前回調査時から記載内容に変更なし。(総務部財産有効活用課) 前回調査時から記載内容に変更なし。(県土整備部監理課)	「施設総量の適正化」 「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。(総務部財産有効活用課) ハッ場ダム水源地域対策事務所は、令和3年度以降もソフト事業を中心に事業が継続するため、事務所が存続する。現在の中之条土木事務所、中之条土木事務所三原事業所には、ハッ場及び上信道事務所の人員等を収容するスペースはなく、事務所機能の集約はできない。各事業の進捗状況により、財産有効活用課と調整し対応する。(県土整備部監理課)
166	環境森林部 林政課	個々の施設等	今後の利活用について	林業試験場は、群馬県の遺伝子の保有林であることから、容易に移転することは不可能であるため、今後も引き続き、国の補助金や企業からの試験研究等を積極的に受け入れ、その資金により、施設の維持管理に努めていくことが有用である。	企業等からの依頼試験について、令和5年度に23件実施し、1,008,490円を林業試験場予算の歳入とした。 今後も引き続き、外部資金の確保を図るとともに施設の維持管理に努める。	今後も引き続き、国の補助金や企業からの試験研究等を積極的に受け入れるとともに、施設の有効活用に努める。
177	農政部 農政課	個々の施設等	空きスペースの利用について	現在旧東研究棟(旧農林大学校)を倉庫として利用している畜産課の関係部署を、稲麦研究センター事務棟の空きスペースに移転することを検討すべきである。	前回調査時と変わりなく当該施設を使用しているが、豚尿や鳥インフルエンザはその後頻りに発生し、旧東研究棟に保管してある備蓄資材は変わらざるまいであり、稲麦研究センター事務棟の空きスペースには収まらない分量を占めており、移転は困難である。 また、令和3年から小麦の育種業務を再開したため、小麦粉等の分析や加工の頻度が増加しており、食品加工試作室や機器分析室等の利用程度が高まっていることを踏まえつつ、引き続き他用途での活用についても検討する。	旧東研究棟については、自施設又は他用途での活用を検討する。また、同棟の一部を供用使用する部署では、月1回程度の施設内点検が実施され、現在は適切に管理が行われている。
178	農政部 農政課	個々の施設等	急な法面の解消について	危険性のある急な法面の舗装工事には、速やかに着手すべきである。	令和6年に一部法面に防草シート敷設工事を実施したことから、職員による手間・作業リスクが減少した。危険な法面が他にも存在することから、今後も職員の安全に配慮した対策を行っていく。	法面工事の予算措置を進めている。近々の対応としては、安全に配慮した上で除草作業を実施する。
178	農政部 農政課	個々の施設等	燻蒸貯蔵庫の改善について	公務災害等の発生を未然に防ぎ、かつ、県にとって重要な財産である奨励品種の原種・原原種の継続的な保管・管理のため、十分な広さのある新たな燻蒸貯蔵庫の整備を検討すべきである。	令和5年3月に地方創生拠点整備交付金を活用して、十分な広さの保管庫を増設した。新たな保管庫はフォークリフトでの作業も可能であり、職員の作業軽減が図られている。	貯蔵庫等施設の機能強化のため、令和3年度予算で設計業務委託の予算措置を進めている。
183	農政部 農政課	個々の施設等	施設の改修について	地盤沈下により主要棟と駐車場との間に段差があり、また、トイレが旧式の和式トイレであり、労働環境の改善余地がある。	地盤沈下については、令和4年3月に対策工事を完了し、その後は地盤沈下は起こっていない。トイレについては、主要棟のトイレは更新していないが、現場の会計年度任用職員も利用する作業棟のトイレは令和5年3月に男女とも洋式トイレに更新し、労働環境の改善を図っている。	地盤沈下には注視し、喫緊の事態には速やかに対策(工事)を実施する。トイレの不具合等設備の更新が生じた際には、洋式化を図る。
187	総務部 財産有効活用課 農政部 農政課	個々の施設等	耐震診断について	当施設の本館は、昭和55年に建築されており、耐震診断を行っていない。このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。	施設整備の今後の方針を決定する上で、建築物の耐震性能は重要と考える。耐震診断未実施の県有施設については、施設用途や規模、利用状況等を勘案した優先順位に従って計画的に耐震診断を実施している。今後も庁内で協議の上、必要な予算を確保し、耐震診断を迅速に推進する。なお、当施設は耐震診断を令和3年度に実施し、耐震性があることを確認した。(総務部財産有効活用課) 令和3年度に財産有効活用課が耐震診断業務委託を実施したところ、当該建物の耐震性は高いと診断された。今後、耐久性維持や部分損傷防止のため、不具合箇所が生じた際には適宜修繕を行い、継続して使用する。	施設整備の今後の方針を決定する上で、建築物の耐震性能は重要と考える。耐震診断未実施の県有施設については、施設用途や規模、利用状況等を勘案した優先順位に従って計画的に耐震診断を実施している。今後も庁内で協議の上、必要な予算を確保し、耐震診断を迅速に推進する。(総務部財産有効活用課) 耐震診断実施に向けて実施時期を調整している。 また、耐震工事及び施設を継続的に利用するための補修及び改修に係る費用を把握し、今後の施設の方向性を検討するための情報を整備する。(農政部農政課)
197	農政部 農政課	個々の施設等	場長公舎及び職員公舎の 取り壊しについて	敷地内には平成23年以降未利用状態である場長公舎がある。場長公舎については水産試験場の敷地の端にあり、また、公道も比較的近いエリアであるとともに、公舎近くに水産会館(漁協組合で利用中)もある。よって、防犯上の観点からは取り壊すことが望ましい。また職員公舎についても長期間入居者がおらず未使用の状態であり取り壊すことが望ましい。	水産試験場内の公舎2棟は左記のとおり状況にあるため、取り壊し等に係る費用の工面と併行して、公舎周辺の除草や樹木の手入れなどの環境整備を行うことで、防犯上、衛生上の支障を生じさせないための管理を継続して行う。	水産試験場内の公舎2棟は左記のとおり状況にあるため、取り壊し等に係る費用の工面と併行して、公舎周辺の除草や樹木の手入れなどの環境整備を行うことで、防犯上、衛生上の支障を生じさせないための管理を継続して行う。

令和元年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票〈意見〉

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和2年度時点における対応状況
					内容	内容
205	農政部 農政課	個々の施設等	維持管理の費用・労務の状況を踏まえた資産処分の検討について	主任公舎は平成27年から空室、職員公舎2棟は平成18年と昭和62年からそれぞれ空室となっており、現在利用者が全くない状態となっている。現状、維持管理のために要する費用・労務は職員が行う草刈り等であるが、更に費用・労務が生じるような状況になれば、資産処分を検討することが望ましい。	前回調査時から状況に変化はなく、現在も職員による草刈り等の最小限の維持管理が行われている。今後も利用者は見込まれず、他利用等の可能性も低いことから、火災共済を対象外とし取り壊しを内部で検討している。	当施設での公舎需要は見込めないことから、他利用等の検討を進める。
208	県土整備部 河川課	個々の施設等	ハツ場ダム水源地域対策事務所の業務がおおむね完了した際の対応について	ハツ場ダム水源地域対策事務所の業務がおおむね完了した時点において、新たな入居希望者が出てくる見込みがなければ、当公舎の敷地が借地であり賃借料が発生することを考慮し、宿舎を廃止した上で賃借契約を終了することが望ましい。	ハツ場ダムに係る水源地域整備事業及び基金事業の令和2年度完成等により、職員公舎を令和3年4月21日付けで用途廃止し、敷地を令和3年4月30日付けで賃借契約を終了した。	生活再建事業が令和2年度でおおむね完了するため、同年度末で職員公舎を廃止し、敷地の賃借契約終了に向けた手続きを進める。